入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月24日（火）

契約担当者
兵庫県警察本部長　宇　田　川　佳　宏

1　調達内容

(1)　件名

ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

(2)　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3)　納入期限

令和９年３月31日（水）

(4)　納入場所

仕様書のとおり

(5)　入札方法

前記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2　一般競争入札参加資格

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3　入札の参加申込及び入札の方法等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係　担当　岩本
電話(078)341-7441　内線2253　　FAX(078)341-5169

(2)　参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月24日（火）から同月30日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９

時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3)　入札・開札の日時及び場所

令和８年12月９日（水）午前10時00分　兵庫県警察本部総務部会計課

(4)　入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア　申込書の提出は、令和８年11月24日（火）午前９時から同月30日（月）　午後４時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ　電子入札は、令和８年12月７日（月）午後５時から同月９日（水）午前10時00分までに行うこと。

ウ　開札日時及び場所は前記(3)に同じ。

4　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

令和８年11月24日（火）から同月30日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月24日（火）から同月30日（月）の毎日午前９時から午後８時（県の休日を除く。また、令和８年11月30日（月）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

前記３の(1)に同じ

ウ　提出書類

(ア)仕様確認

事前協議申込書、仕様のわかるもの（カタログ等）

(イ)質問

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ　確認結果

令和８年12月７日（月）午後５時までに入札者に通知する。

カ　質問の回答

令和８年12月１日（火）から同月７日（月）午後５時までに、入札者に通知する。

(2)　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3)　入札者は、前記(1)のオにより承認された物品で入札すること。

5　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の５以上の額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)を、令和８年12月８日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4)　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和８年12月16日（水））まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

キ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

（ア）初度の入札に参加して有効な入札をした者

（イ）初度の入札において、前記アからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様確認で承認を受けた物品以外での入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)　契約書作成の要否

要作成

(7)　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)　入札参加資格審査窓口

兵庫県出納局物品管理課　電話(078)341-7711　内線4935

(9)　その他

詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

(1)　調達物品

ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

(2)　調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3)　調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4)　納入期限

令和９年３月31日（水）

(5)　納入場所

仕様書のとおり

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年11月30日（月）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、 下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線 4935））

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3　入札参加の申込み

(1)　参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2)　参加申込の期間

令和８年11月24日（火）から同月30日（月）の午前９時から午後８時まで（兵庫県の休日を定める

条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和８年11月30日（月）は午後４時までとする。）

(3)　入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年12月１日（火）から同月７日（月）午後５時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4)　その他

ア　関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された関係書類は、返却しない。

エ　提出期限日の翌日以降は、関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4　仕様書等に関する質問

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

持参の場合は、令和８年11月24日（火）から同月30日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月24日（火）から同月30日（月）の毎日午前９時から午後８時（県の休日を除く。また、令和８年11月30日（月）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目４番１号）

電話番号(078)341-7441（内線2253）　FAX(078)341-5169

ウ　提出書類

(ア)仕様確認

事前協議申込書、仕様のわかるもの（カタログ等）

(イ)質問

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ　確認結果

令和８年12月７日（月）午後５時までに入札者に通知する。

カ　質問の回答

令和８年12月１日（火）から同月７日（月）午後５時までに、入札者に通知する。

(2)　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3)　入札者は、前記(1)のオにより承認された物品で入札すること。

5　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係
令和８年11月24日（火）から同月30日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札・開札の場所及び日時
(1)　場所　兵庫県警察本部総務部会計課
(2)　日時　令和８年12月９日（水）午前 10 時 00 分

8　入札書の提出方法
電子入札共同運営システムを利用し、令和８年12月７日（月）午後５時から同月９日（水）午前 10 時 00 分までに入札を行うこと。

9　入札書の作成方法
(1)　電子入札共同運営システムにより入札する。
(2)　金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(3)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)　入札執行回数は、２回を限度とする。
(5)　一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金
(1)　入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げるものとする）を、令和８年 12 月８日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。
ア　保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年 12 月９日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和８年 12 月 16 日（水）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証金又は入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(2)　契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上の額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げるものとする）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。
また、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）に基づき免除する場合もある。

11　無効とする入札
(1)　前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認で承認を受けた物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、

指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
(3)　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12　落札者の決定方法
(1)　前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（注）予定価格には次の費用を含む。
ア　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
イ　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
ウ　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
(2)　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
(3)　予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
(4)　再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13　入札に関する条件
(1)　入札は、所定の日時までに電子入札すること。
(2)　入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が令和８年12月９日（水）まであること。
(3)　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
(4)　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
(5)　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
(6)　代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
(7)　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者
イ　初度の入札において、前記(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項
天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15　契約書の作成
(1)　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約期間開始日までに契約担当者に提出しなければならない。
(2)　前記(1)の期限内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
(3)　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。
(4)　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
(5)　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17　その他注意事項

(1)　関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2)　入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3)　暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守し、暴力団排除に協力するため、誓約書を提出すること。なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

(4) 県契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、誓約書を提出すること。

なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

18　調達事務担当部局

〒650-8510　兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目４番１号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341-7441　内線 2253

FAX：078-341-5169）

提出書類の注意事項

１　参加申請・質問等の提出について（令和８年11月30日（月）午後４時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

また、入札公告５の⑵のイ、入札説明書の 10 の⑴のイにより入札保証金の免除を希望する場合は、別記様式「過去の契約実績に関する申出書」を参加申請時に添付し提出してください。

「事前協議申込書」を期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX 及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の結果の回答は、令和８年12月１日（火）から同月７日（月）午後５時を予定しています。

２　入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、単価及び金額等を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

３　入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

４　開札日時：令和８年12月９日（水）午前 10 時 00 分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和８年12月７日（月）午後５時から令和８年12月９日（水）午前 10 時 00 分までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前９時から午後８時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

５　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、**再入札の期限は、令和８年12月９日（水）午後２時**を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

６　契約時について（落札業者のみ）

① 契約書　２通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証券を提出して下さい（なお、契約金額が 200 万円以下の場合は、契約保証金を免除する場合があります）。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当:岩本）
TEL:078－341－7441（内線 2253）　FAX:078－341－5169
○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL:0120－554－538　平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後5時

別添

仕様書（駐在所用ビデオカメラシステム）

１　適用範囲

本仕様書は、兵庫県警察における駐在所用ビデオカメラシステムに必要な機器類等に適用する。

２　納入及び設置機器

駐在所用ビデオカメラシステム 20 式

３　納入機器の仕様詳細

別紙１のとおり

４　設置に係る仕様詳細

別紙２のとおり

５　設置駐在所

別紙３のとおり

６　設置作業期間

令和８年 12 月 16 日から令和９年３月 31 日までの間

７　納入機器及び設置条件

⑴　納入機器は、必ずＮＤＡＡ（米国国防権限法）を準拠した製品とすること。

⑵　「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR)」★１（レベル１）ラベルを取得した製品群からの選定等、当該制度の★１ラベル取得に求められるセキュリティ適合基準の機能が実装された機器等とすること。

⑶　納入機器は、全て新品であること。

⑷　受注者は、本システムの運用期間中、納入機器の製造サプライチェーンにおいて安全保障上の重大な変更（禁止企業への部品発注への切り替え等）があった場合は、速やかに発注者へ書面で報告しなければならない。

⑸　納入機器の仕様詳細記載の同等品で納入する場合は、本部地域部地域企画課担当者（以下、「本部担当者」という。）の許可を得た上で納入すること。

⑹　受注者は、機器を設置するまでの間、不正な変更が加えられないように適切に保管管理し、設置した機器に不正が見つかった場合、受注者の責任において原因を調査し対応すること。

⑺　機器の設置日程は、事前に本部担当者と協議の上で実施すること。

⑻　機器の設置に伴う運搬費は、受注者が負担すること。

⑼　各機器の設置作業は、設置駐在所を管轄する警察署担当者（以下「署担当者」という。」の立会・指示の下、警察業務に支障が生じないように行うこと。

⑽　設置作業により、梱包等破棄部材が生じた場合は、受注者において全て処分すること。

⑾　機器の設置後、署担当者立会の下、機器の動作確認及び運用に必要な各種設定（メーカー初期パスワードから、発注者が指定する強固な管理用パスワードへの変更を含む。）を行うこと。

⑿　設置及び設定作業に使用する受注者の保守用・作業用端末（ノート PC 等）は、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフトによるスキャン

を事前に実施し、安全性が確認されたものに限ること。

8　提出書類

⑴　機器設置スケジュール表（工事施工前）

⑵　引渡し完了報告書

⑶　設置機器一覧表

⑷　その他（マニュアル、初期設定表）

⑸　意図しない変更防止に係る管理体制図及び作業手順

9　危険負担

設置作業期間中に生じた機器の滅失及び破損等の損害は、明らかに兵庫県警察に責がある場合を除き、全て受注者の負担とする。

ただし、受注者の責に帰すべき事由によらない損害（天災地変又は第三者の行為等）の取扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

10　情報セキュリティの確保に関する特約条項

受注者は、本業務の実施に際し、別添「情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守しなければならない。

11　その他遵守事項

⑴　守秘義務

受注者は、作業員その他の本契約により業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保すること。

⑵　業務の管理

受注者は、本業務の遂行（画角調整・テスト録画等）にあたり取得・録画した映像データ及び制止画について、発注者の事前の許可なく作業場所の部外へ持ち出してはならない。また、当該テストデータは現地の動作確認後、速やかに機器内から完全に消去すること。

⑶　作業責任者の選出

ア　受注者が本部担当者及び署担当者が指定する場所において個別業務を行う場合には、受注者の作業責任者を定め、書面をもって本部担当者及び署担当者に通知するものとする。

イ　前項により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の個別業務の実施を統括するものとする。

ウ　作業責任者は、設置駐在所を管轄する警察署が定める規則等に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処理するとともに受注者を代理する権限を有するものとする。

エ　本部担当者及び署担当者は、個別業務の遂行において作業責任者及び作業員が著しく不適当であると認めた場合には、受注者に対して当該理由を通知の上、必要な措置を求めることができるものとする。

オ　受注者は、前記エにより本部担当者及び署担当者から必要な措置を求められた場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

⑷　作業員名簿の提出

受注者は、本部担当者及び署担当者が指定する場所において個別業務を行う場合には、作業員名簿を作成の上、書面をもって本部担当者及び署担当者に通知するものとする。

12　その他

本契約において疑義等が生じた場合には、その都度、本部担当者等と協議を行い解決を図るものとする。

13　再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

別紙１

納入機器の仕様詳細

１　システムの内容及び数量

駐在所用ビデオカメラシステム　20 式

シ ス テ ム 1 式 の 内 容	数 量
⑴　ネットワークカメラ（屋内用）	1 台
⑵　ネットワークカメラ（屋外用）	1 台
⑶　ネットワークレコーダー	1 台
⑷　モニター	1 台
⑸　セキュリティワイヤー	1 組
⑹　防犯用サイン標識	1 枚
⑺　その他付属品	1 式

２　機器等構成

⑴　本装置は、カメラ２台、レコーダー及びモニターで構成される。

⑵　セキュリティワイヤーは、南京錠及び鍵２本を付属すること。

３　仕様

各品目については、別紙１－２の使用を満たすこと。

別紙１－２

１　ネットワークカメラ（屋内用）

２ＭＰ　ネットワークカメラ（ドーム型）

型式　ＰＦ－ＣＷ２０５１Ｍ若しくはＮＤＡＡを準拠した同等品

⑴　ＯＮＶＩＦ対応であること。

⑵　カメラ本体にＳＤカードスロットを有する場合、物理的に封印されていること。

イメージセンサ	1/2.8インチ 2MP CMOSセンサ
画像解像度	最大1920×1080
走査方式	プログレッシブスキャン
レンズ	f=2.8mm（固定焦点レンズ）、F2.0、固定アイリス
画角	水平：約111.6度　垂直：約61.45度　対角：127.3度
最低被写体照度	カラー：0.1 lx　白黒：0 lx（赤外線LED点灯時）
ダイナミックレンジ	120dB（True WDR）
電子シャッター	自動/手動（1/30～1/10,000）、フリッカレス、スローシャッター（1/7.5、1/15）
デイ/ナイト機能	IRカットフィルタ（自動スイッチ）
赤外線照射距離	最大 約30m
機能	ホワイトバランス（AUTO、マニュアル、プリセット）、シャープネス（JSS遠隔監視システムからのみ操作）、霧補正、2DNR（常時ON）/ 3DNR（レベル設定可）、逆光補正、プライバシーマスキング、動体検知、タンパリングアラーム、トリップゾーン、オーディオ検出、オーディオアラーム
画像圧縮方式	H.265、H.264、M-JPEG
ビットレート制御	H.265 - CBR / VBR、H.264 - CBR / VBR
最大フレームレート	30ips：1920×1080（WDR）
音声圧縮方式	ADPCM 16K、G.726、G.711 u-Law、G.711 a-Law
対応解像度	1920×1080、1280×720、640×360、352×240
ストリーミング数	4
ONVIF対応	Profile S、T（ver21.06）
イーサネット	RJ45（10 / 100 BASE-T）
オーディオ入出力	入力（ライン）：×1 / 出力（ライン）：×1
内蔵マイク	1
アラーム入力	1TTLレベル入力、NC/NO プログラム式、閾値4.3V（NC）/0.3V（NO）、最大入力DC5V
アラーム出力	1TTLレベルオープンコレクタ出力、最大負荷30mA、最大入力DC5V
外形寸法 / 質量	約110（径）×88（高）mm / 約260g
使用温度範囲	−10℃～+50℃（湿度：～90% ※結露しないこと）
電源 / 消費電力	PoE（IEEE 802.3af、Class 2）/ 4.6W
IP等級 / IK等級	—
対応メモリーカード（別売）	microSD/SDHC/SDXC メモリカード Class6以上 最大 512GB ※Class10（U1/V10）以上を推奨
同梱物	カメラ本体×1、安全上の注意事項×1、固定用ねじ・アンカープラグ×各2、設置シート×1、保証書×1

２　ネットワークカメラ（屋外用）

２ＭＰネットワークカメラ（屋外ハウジング一体型）

型式ＰＦ－ＣＷ２０６０Ｓ若しくはＮＤＡＡを準拠した同等品

(1)　ＯＮＶＩＦ対応であること。

(2)　カメラ本体にＳＤカードスロットを有する場合、物理的に封印されていること。

イメージセンサ	1/2.8インチ 2MP CMOSセンサ
画像解像度	最大1920×1080
走査方式	プログレッシブスキャン
レンズ	f=2.8mm（固定焦点レンズ）、F2.0、固定アイリス
画角	水平：約111.6度　垂直：約61.45度　対角：127.3度
最低被写体照度	カラー：0.1 lx　白黒：0 lx（赤外線LED点灯時）
ダイナミックレンジ	120dB（True WDR）
電子シャッター	自動/手動（1/30～1/10,000）、フリッカレス、スローシャッター（1/7.5、1/15）
デイ/ナイト機能	IRカットフィルタ（自動スイッチ）
赤外線照射距離	最大 約30m
機能	ホワイトバランス（AUTO、マニュアル、プリセット）、シャープネス（JSS遠隔監視システムからのみ操作）、霧補正、2DNR（常時ON）/3DNR（レベル設定可）、逆光補正、プライバシーマスキング、動体検知、タンパリングアラーム、トリップゾーン、オーディオ検出、オーディオアラーム
画像圧縮方式	H.265、H.264、M-JPEG
ビットレート制御	H.265 - CBR / VBR、H.264 - CBR / VBR
最大フレームレート	30ips：1920×1080（WDR）
音声圧縮方式	ADPCM 16K、G.726、G.711 u-Law、G.711 a-Law
対応解像度	1920×1080、1280×720、640×360、352×240
ストリーミング数	4
ONVIF対応	Profile S、T（ver21.06）
イーサネット	RJ45（10 / 100 BASE-T）
オーディオ入出力	入力（ライン）：×1 / 出力（ライン）：×1
内蔵マイク	―
アラーム入力	1TTLレベル入力、NC/NOプログラム式、閾値4.3V（NC）/0.3V（NO）、最大入力DC5V
アラーム出力	1TTLレベルオープンコレクタ出力、最大負荷30mA、最大入力DC5V
外形寸法 / 質量	約75（幅）×70（高）×195.8（奥）mm / 約655g
使用温度範囲	−20℃～+55℃（湿度：～90% ※結露しないこと）
電源 / 消費電力	PoE（IEEE 802.3af、Class 2）/ 6.1W
IP等級 / IK等級	IP67 / IK10
対応メモリーカード（別売）	microSD/SDHC/SDXC メモリカード Class6以上 最大 512GB ※Class10（U1/V10）以上を推奨
同梱物	カメラ本体×1、安全上の注意事項×1、RJ45防水ゴムリング×1、RJ45コネクタ保護カバー×1、ケーブル防水ゴムリング×1、RJ45コネクタ・バックカバー×1、固定用ねじ・アンカープラグ×各4、ブッシング×4、保証書×1

３　ネットワークレコーダー

４ＣＨネットワークレコーダー

型式ＰＦ－ＲＷ１０４若しくはＮＤＡＡを準拠した同等品

(1)　レコーダーは、前記１、２のカメラと接続が可能であり、ＯＮＶＩＦ対応であること。

(2)　レコーダーからカメラにＰｏＥ接続で給電できること。

(3)　パスワード等により利用者認証ができること。

(4)　レコーダーには、撮影データを自動的に暗号化し記録できること。また、レコーダーに接続した外部記録媒体に平文で撮影データを複写できること。

(5)　不要なインターフェースを物理的に封印若しくは使用できない設定を行えること。

ビデオ	ビデオ入力	4ch
	対応カメラプロトコル	JSS
	ビデオ出力	HDMI：×1、VGA：×1
	最大入力処理能力(ライブ+録画+遠隔)	60Mbps（20+20+20）
	ディスプレイ解像度	1920×1200、1920×1080、1680×1050、1600×1200
	最大ディスプレイ速度	最大 120ips
	最大ディスプレイ処理能力	20Mbps、120ips@8MP
録画	最大処理能力	20Mbps、120ips@8MP
	最大録画解像度	8MP（ネットワークカメラに依る）
	画像圧縮方式	H.265、H.264
	録画モード	タイムラプス、イベント、プリイベント、パニック
再生	性能	4ch フル HD synchronous playback
	検索モード	タイムラプス（カレンダー日時指定）、イベントログ
保存	HDD	内蔵：4TB
	バックアップ	USB 記録装置（USB HDD、USB メモリなど）
	RAID	—
ネットワーク	本体内蔵 PoE カメラポート	Fast Ethernet（VIDEO IN）×4
	外部 Video ポート	—
	クライアント接続ポート	Fast Ethernet（Client）×1
	転送速度	20Mbps / 50Mbps（BRP Mode）
	PoE 電源供給能力	PoE（IEEE 802.3at class 4）4ports、35W
	イベントアラーム	Email（添付ファイル（.cbf、.mp4））、コールバック（遠隔ソフトウェア）、Push（モバイルソフトウェア）、HTTP
インターフェース	オーディオ入力 / 出力	—
	アラーム入力	—
	アラーム出力	—
	アラームリセット入力	—
	内蔵ブザー	—
	シリアルインターフェース	—
	USB 端子	USB 2.0×2
一般	外形寸法	約 205（幅）×44.5（高）×214.7（奥）mm　※突起物含まず
	質量	約 1,200g（HDD1 個装着時）
	使用温度範囲	0～40℃（湿度 90% 未満　※結露しないこと）
	電源 / 消費電力	DC48V・1A 最大 48W

４　モニター

液晶モニター（21 インチ～23 インチ）型式ＰＦ－ＥＭ０２０若しくはＮＤＡＡを準拠した同等品

ディスプレイタイプ		LEDバックライト
画面サイズ		21.5インチ
画素ピッチ(mm×mm)		0.248(H)×0.248(V)
最大表示解像度		1920×1080
最大輝度(標準値)		250cd/m²
コントラスト比(標準値)		3000:1
応答速度		7ms
最大表示色		約1670万色
視野角度		上下:178°　左右:178°
映像入力端子		HDMI、VGA
音声入力		ステレオミニジャック φ3.5mm
スピーカ		1.5W×2
音声出力		—
表示可能言語		14(出荷初期値:日本語)
VESA規格		100mm×100mm
チルト角		上:15°　下:5°
外形寸法	スタンドあり	約508(幅)×393(高)×200(奥)mm
	スタンドなし	約508(幅)×308(高)×40(奥)mm
質量		約2,300g
使用温度範囲		0～40℃(湿度:20%～85%　※結露しないこと)
電源 / 消費電力		DC12V 2A / 24W(待機時最大 0.5W) 【付属ACアダプタ】input:AC100V、50/60Hz　Output:DC12V、2A
同梱品		HDMIケーブル(1.5m)×1、電源アダプタ×1、スタンド×1、クイックガイド×1、保証書×1

５　防犯用サイン標識

「防犯カメラ作動中」標識を取り付けること。

６　その他付属品

４個口のテーブルタップ（10m程度）

別紙２

各品目の仕様詳細

１　ネットワークカメラ（屋内用及び屋外用）

⑴　いたずら防止構造とし、ボルト等で天井又は壁に強固に固定すること。
⑵　配線は二重天井内又は露出させないようにして配線すること。
⑶　屋外用カメラの配線は防水に配意すること。
⑷　設置場所については、署担当者の指示に従うこと。
⑸　カメラ本体に SD カードスロットを有す場合には、物理的に封印されていること。
⑹　設置時には、画角を調整の上、必要な範囲が撮影されているか署担当者の確認を受けること。

２　ネットワークレコーダー

⑴　セキュリティワイヤーで固定物等に結束すること。
⑵　耐震マット等で固定すること。
⑶　電源は、最寄りのコンセントから取ること。
⑷　設置場所については、署担当者等と協議の上で決定すること。

３　モニター

⑴　耐震ストッパー等で固定すること。
⑵　電源は、最寄りのコンセントから取ること。
⑶　設置場所については、署担当者等と協議の上で決定すること。

別紙３

設 置 駐 在 所 一 覧 表

	警　察　署	駐　在　所	住　　所
1	篠 山 警 察 署	日 置 駐 在 所 （ ひ お き ）	丹波篠山市日置 416
2	丹 波 警 察 署	多 利 駐 在 所 （ た り ）	丹波市春日町多利 1792-2
3	丹 波 警 察 署	国領駐在所（こくりょう）	丹波市春日町国領 945-3
4	小 野 警 察 署	菅 田 駐 在 所 （ す が た ）	小野市菅田町 216-1
5	加 東 警 察 署	上久米駐在所（かみくめ）	加東市上久米 289-1
6	加 西 警 察 署	三 口 駐 在 所 （ み く ち ）	加西市三口町 1108
7	加 西 警 察 署	鴨 谷 駐 在 所 （ か も だ に ）	加西市鴨谷町 1262-1
8	西 脇 警 察 署	貴 船 駐 在 所 （ き ぶ ね ）	多可町八千代区中野間 672-4
9	西 脇 警 察 署	松井庄駐在所（まついしょう）	多可町加美区的場 68-7
10	姫 路 警 察 署	八重畑駐在所（やえばた）	姫路市飾東町八重畑 1032-2
11	たつの警察署	西栗栖駐在所（にしくりす）	たつの市新宮町鍛冶屋 602-3
12	たつの警察署	室 津 駐 在 所 （ む ろ つ ）	たつの市御津町室津 305-2
13	南但馬警察署	宮 田 駐 在 所 （ み や た ）	朝来市和田山町宮田 905-4
14	豊 岡 警 察 署	竹 野 駐 在 所 （ た け の ）	豊岡市竹野町竹野 2425-3
15	洲 本 警 察 署	都 志 駐 在 所 （ つ し ）	洲本市五色町都志 126-7
16	洲 本 警 察 署	安 乎 駐 在 所 （ あ い が ）	洲本市安乎町中田 10-1
17	淡 路 警 察 署	中 田 駐 在 所 （ な か た ）	淡路市中田 2955-7
18	淡 路 警 察 署	生 穂 駐 在 所 （ い く ほ ）	淡路市生穂 2294-1
19	南あわじ警察署	掃 守 駐 在 所 （ か も り ）	南あわじ市榎列松田 680-5
20	南あわじ警察署	阿 那 賀 駐 在 所 （ あ な が ）	南あわじ市阿那賀 397-1

別添

情報セキュリティの確保に関する特約条項

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）による兵庫県警察におけるビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）調達契約に関し、以下の条項を追加する。

（目的）

第１条　乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

２　保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

一　甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

二　甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件

三　一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

四　前各号について推知し得る情報

（再委託の禁止）

第２条　乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、甲の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、乙はあらかじめ変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

２　前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

３　甲は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託者が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第１項の承認を行わないことができる。

４　第１項ただし書により乙が再委託させる場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

（情報セキュリティ確保のための体制等の整備）

第３条　乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2　乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。

3　乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。

4　乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5　甲は、乙に対し、第４項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる

6　乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得るものとする。

7　乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

8　乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC２及び３等）等が提出可能な場合は、甲に提出するものとする。

9　乙は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第４条　乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2　取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3　乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第５条　乙は、本契約に基づき、保護すべき情報及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2　乙は、甲が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、保護すべき情報又は業務資料を持ち出してはならない。

3　乙は、前２項の保護すべき情報及び業務資料の管理について、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、甲の承認を得るものとする。
4　乙は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行又は甲の指定した目的以外に使用してはならない。
5　乙は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
6　乙は、保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
7　乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
8　乙は、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。
9　乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を甲と協議し、合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

第６条　甲は、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。
2　前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。
3　乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。
4　甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適当であると認めた場合は、乙に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

（脆弱性対策等の実施）

第７条　乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
2　前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するために必要な措置を講ずるものとする。

（調達する機器等や役務における対策の実施）

第８条　乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、

あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

２　乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、同リストを修正し再提出すること。

３　乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

４　乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティの対策の履行状況の確認）

第９条　乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

２　乙は、契約締結後、少なくとも１年に１回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

３　前各項の確認については、情報セキュリティ対策履行状況確認書（別記様式）によるものとする。ただし、別記様式で作成できない場合は、この限りではない。

４　乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

５　乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

６　甲は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

７　乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

一　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

二　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

三　保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合

四　第５条第９項における合意内容を損なう事故が発生した場合

五　前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任）

第11条　乙は、乙及び再委託者等の従業員の故意又は過失により前条に規定する事故があっ

たときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）

第12条　乙は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2　甲は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

3　第10条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

4　乙は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。

5　第10条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。

6　前項の規定は、甲が損害賠償を請求できる権利を制限するものではない。

7　乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。

8　乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

9　乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ監査）

第13条　甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。

2 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

3　甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

4　乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

5　甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

6　乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除）

第14条　甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達成することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3　甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

4　甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙又は再委託者の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第２条第１項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負わない。

（第２条の１関係）

再委託承認申請書

１　申請者

会社名（商号）　　：

代表者氏名　　：

所在地　　：

連絡先（電話／FAX）：

２　再委託先情報

会社名（商号）　　：

代表者氏名　　：

所在地　　：

連絡先（電話／FAX）：

３　再委託業務の概要

業務名称　　：

業務内容　　：

４　再委託業務の範囲

対象システム　　：

対象資料／文書　　：

５　再委託の必要性

（理由・期待効果）　：

６　再委託期間

開始日　：　　年　　月　　日　　終了日　：　　年　　月　　日

７　再委託率

（全体業務に対する割合）　：　　％（金額/工数別）

８　情報セキュリティ確保に係る契約内容

・秘密保持契約（NDA）　　□ 有　□ 無

・認証取得状況（ISO27001 等）　□ 有　□ 無

・その他特記事項　：

９　添付資料

□ ISO27001 等認証証明書　□ 秘密保持契約（NDA）　□ 実績・資格証明書

□ その他（　　）

10　申請者署名

申請日　：　　年　　月　　日

役職　　：

署名　　：

別記様式（第９条の３関係）

情報セキュリティ対策履行状況確認書

１　確認対象者

(1)　事業者名：

(2)　対象部門等名：

(3)　契約開始年月日：

(4)　前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1)欄に事業者名を記載し、その末尾に（再委託者等）と記載すること。
この場合、(3)欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

２　確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	２．１ 本契約の全部又は一部を第三者に再委託させていない。		
2	２．１（１が未実施の場合） やむを得ず再委託をさせるときは、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得ている。		
3	３．１ 情報ｾｷｭﾘﾃｨを確保するための体制において、事故に関する問い合わせ窓口を甲に通知している。		問い合わせ窓口の連絡先：
4	３．２ 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		情報セキュリティ責任者名：
5	３．２ 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		管理責任者名：
6	３．３ 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	３．３ 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
8	３．４ 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
9	３．６ 乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し、承認を得ている。		
10	３．７ 甲から身分証明書等の提示を求められた場合は応じている。	※	※
11	３．８ 管理体制を証明する書類を提出している。		
12	３．８ 第三者機関等による品質保証体制、情報セキュリティに関する認証取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書等を甲に通知している。	※	※ □ISO/JIS Q27001(ISMS) □ISO/JIS Q9001 □情報セキュリティ監査報告書(SOC2/3等)
13	３．１ その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※

14	４．１ 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
15	４．２ 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしないよう、措置を講じている。		
16	４．３（１及び２が未実施の場合） やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
17	５．１ 保護すべき情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
18	５．２（甲の指定する場所において個別業務を行う場合） 持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
19	５．２（甲の指定する場所において個別業務を行う場合） 甲の承諾なくして、その場所から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
20	５．３ 保護すべき情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
21	５．４ 保護すべき情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
22	５．５ 保護すべき情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
23	５．６ 保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
24	５．７ 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
25	５．９ 甲が特に高い可用性及び完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報について、合意文書を作成し、合意内容について保証している。	※	※
26	６．１（甲の指定する場所において個別業務を行う場合） 個別業務を行う作業員の名簿及び作業責任者を甲から求められた場合は通知している。	※	※
27	７．１（情報システムを使用する場合） 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限り、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
28	７．２（情報システムを使用する場合） 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
29	７．２（情報システムを使用する場合） 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※

30	８．１（調達における機器等や役務における対策） 調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にリストを提出している。	※	
31	９．２（情報セキュリティ対策の履行状況の確認が２回目以降の場合） 前回の確認及び甲に対する報告から、１年以上を経過していない。	※	※
32	９．５ 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
33	13．１（情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合） 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
34	13．２（情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合） 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な資料を保存している。	※	※
35	13．４ 自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合、甲に結果を報告している。	※	※
確認年月日： 確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】
※欄については、該当がある場合に記載する。

（第8条の1関係）

機器等・役務リスト

対象業務名			
法人名			
提出日		**作成者**	

○ 提案機器等一覧

通番	機器・役務カテゴリ	メーカー/供給者	本社所在国	業者の法人番号 （半角数字）	品名・サービス名称	型式・バージョン	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 記載欄が足りない場合は、行を追加してください。
なお、行の追加以外の変更（数式やリンクの貼付等を含む）は行わないようお願いいたします。

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	

案件名	ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県警察本部記入欄）

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

入 札 用 （内 訳 書）

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

品 目	数 量	単 価	金額
ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）	20(式)		

合計金額	

事前協議申込書（内訳書）

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

品　目	メーカー	型式	数　量（台）
ネットワークカメラ（屋内用）			1
ネットワークカメラ（屋外用）			1
ネットワークレコーダー			1
モニター			1

※上記記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出して下さい

別記様式

令和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県警察本部長　様

過去の契約実績に関する申出書

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
E-mail

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第１項第３号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し出ます。

記

１　入札保証金の免除を受ける契約の件名
ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

２　過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）
○国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
○対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。
○賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
○単価契約の場合は、単価（税込）×納入実績数量を契約金額欄に記載し、契約期間（履行期間）中の納入実績数量がわかる書類（納品書、納入一覧表等）を契約書に併せて提出すること。
○契約実績は、過去２年以内の案件（１件）を記載すること。
○記入した契約実績に係る契約書等の写しを提出すること。
○契約金額は入札希望金額（税込）の 70%以上であること。
入札希望金額（税込）の 70%未満であった場合は、入札書は無効となります。
○本申請書の提出期限は、入札参加申込書の締切日とします。それ以降に提出した場合、財務規則第 84 条第１項第３号に規定する入札保証金の免除を受けることはできません。

契　約　書

1	件　　名	ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入
2	規格(形式)	仕様書のとおり
3	数　　量	別表のとおり
4	契約金額	円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
5	納入期限	令和９年３月31日
6	納入場所	仕様書のとおり
7	契約保証金	①　乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金　円を納付する。 ②　甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第１項第　号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、関係法令を遵守し、次の条項に従い互いに信義誠実の原理を守り、これを履行するものとする。

（総　　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別な指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書１通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入する物品の不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。

５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除を

することができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分納）

第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

２　乙は、前条の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（再委託等の禁止）

第 10 条　乙は、作業の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　前項における主体的部分とは、作業における総合的な企画及び判断並びに作業遂行管理部分をいう。

３　乙は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う作業の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の作業を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

４　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

５　乙は、作業の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。

６　再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

７　乙は、作業の一部を再委託等する場合には、再委託等した作業に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（乙の請求による制約履行期限の延長）

第11条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3)　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第12条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2)　乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第12条の３　甲は、第12条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
５　前２条の規定によりこの契約が解除した場合において、乙は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第13条　甲は、第15条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第10条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第３号に規定する暴力団員

(2)　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第３項から第７項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第14条　乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

２　乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第15条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1)　乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2)　前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第16条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（履行遅滞の場合の違約金）

第17条　乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に業務を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（契約単価に遅延となった数量を乗じ、その得た金額に消費税相当額を加算した金額。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納入しなければならない。

２　乙は、第３条の手直し、補強又は取換えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。

３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

（賠償の予約）

第18条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2)　刑法第198条による刑が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項に規定により公告訴訟を提起した場合を除

く。

(4)　公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提訴した場合を除く。

(5)　前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（遅延利息）

第19条　乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（契約の変更、中止）

第20条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第21条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（協　議）

第22条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（調査への協力）

第23条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（秘密の保持）

第24条　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第25条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（帳簿の備付け）

第26条　乙は、当該契約事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（管轄裁判所）

第27条　この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（その他）

第28条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年　月　日

甲　　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
兵庫県警察本部
本　部　長　　宇　田　川　佳　宏　　印

乙

㊞

別表

品　　名	仕　　様	単価（円）	数量（式）	摘　　要
ビデオカメラシステム （カメラ、モニター、レコーダー）	仕様書のとおり		20	

別記

適正な労働条件の確保に関する特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1)　乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者　（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1)　乙に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2)　特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2)　乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3)　特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第７　乙又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

(1)　労働基準法（昭和22年法律第49号）
(2)　労働組合法（昭和24年法律第174号）
(3)　最低賃金法（昭和34年法律第137号）
(4)　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(5)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
(6)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
(7)　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
(8)　労働契約法（平成19年法律第128号）
(9)　健康保険法（大正11年法律第70号）
(10)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
(11)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(12)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

ビデオカメラシステム（カメラ、モニター、レコーダー）の納入

２　誓約事項

(1)　本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2)　本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3)　本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4)　受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5)　本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和８年　月　日

兵庫県警察本部長　様

所在地
会社名
代表者職氏名
電話番号
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令
(1)　労働基準法（昭和22年法律第49号）
(2)　労働組合法（昭和24年法律第174号）
(3)　最低賃金法（昭和34年法律第137号）
(4)　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(5)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
(6)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
(7)　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
(8)　労働契約法（平成19年法律第128号）
(9)　健康保険法（大正11年法律第70号）
(10)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
(11)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(12)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓　約　書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

４　上記１、２及び３に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和８年　月　日

兵庫県警察本部長　　様

所 在 地

会 社 名

代表者名

電話番号

電子メール